

令和元年度第1回大網白里市地域公共交通活性化協議会 次第

日 時 令和元年6月21日(金)

午前10時から

場 所 中央公民館2階 講義室

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 題

(1) 平成30年度決算報告について ······ 【資料1】

(2) 令和2年度大網白里市生活交通確保維持改善計画について 【資料2】

(3) 増穂地区コミュニティバスについて ······ 【資料3】

(4) 白里地区コミュニティバスについて ······ 【資料4】

(5) その他

4 閉 会

大網白里市地域公共交通活性化協議会 委員名簿

区分	役職等	氏名	備考
1 市民代表 (公募)	公募委員	香川 喜久子	
2 市民代表 (公募)	公募委員	池田 良子	
3 市民代表 (市社会福祉協議会)	社会福祉法人 大網白里市社会福祉協議会会長	永野 和子	新任
4 市民代表 (市区長会)	大網白里市区長会	稻生 晴時	
5 市民代表 (市商工会)	大網白里市商工會長	久我 一雄	
6 事業者	小湊鉄道株式会社 事業部企画課 係長	田中 雄一	欠席
7 事業者	千葉中央バス株式会社 取締役営業部長	中村 隆	欠席
8 事業者	有限会社小倉観光サービス 会長	小倉 勉	
9 事業者	秋葉タクシー有限会社 代表取締役社長	秋葉 秀太	
10 事業者の組織する団体	一般社団法人 千葉県バス協会 専務理事	成田 齊	
11 事業者の組織する団体	一般社団法人 千葉県タクシー協会東総支部 (有限会社つくもタクシー代表取締役)	糸日谷 守	
12 事業用運転手の組織する団体	小湊鉄道労働組合 書記長	古市 茂雄	
13 千葉運輸支局	国土交通省関東運輸局千葉運輸支局 首席運輸企画専門官	飯塚 孝廣	(代理: 南様)
14 道路管理者	山武土木事務所長	宮田 昌明	新任(代理: 小林様)
15 警察	東金警察署交通課長	岩崎 裕昭	欠席
16 千葉県	千葉県総合企画部交通計画課企画調整班長	川俣 好彦	(代理: 池田様)
17 学識者	日本大学理工学部交通システム工学科 教授	轟 朝幸	
18 市職員	大網白里市副市長	深井 良司	
19 市職員 道路管理者	大網白里市建設課長事務取扱参事	石川 達秀	

事務局長	大網白里市企画政策課長	武田 裕行
	大網白里市企画政策課副課長	加藤岡 裕二
事務局	大網白里市企画政策課主査	菊池 有輔
	大網白里市企画政策課	小川 光紀

大網白里市地域公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 大網白里市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するために設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を千葉県大網白里市大網115番地2に置く。

(業務)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関するここと。
- (5) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関するここと。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長、監査委員及び委員（以下「委員等」という。）をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1人
- (2) 副会長1人
- (3) 監査委員2人

3 会長、副会長及び監査委員は相互に兼ねることはできない。

(役員)

第5条 会長、副会長及び監査委員は、次条に規定する委員の中から互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(協議会の委員)

第6条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民の代表者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般貸切旅客自動車運送事業者
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (5) 一般社団法人千葉県バス協会が指名する者
- (6) 一般社団法人千葉県タクシー協会が指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者
- (8) 学識経験者
- (9) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
- (10) 千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者
- (11) 山武土木事務所長又はその指名する者
- (12) 東金警察署長又はその指名する者
- (13) 市長が指名する市職員

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 前条の委員のうち、行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たな委員となった者の任期は、前任者の残存期間とする。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議の議決方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

- 4 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 5 前4項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(オブザーバー)

第9条 協議会には、オブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、大網白里市社会福祉課長及び高齢者支援課長の職にある者をもって充てる。
- 3 オブザーバーは、会長の要請に応じて協議会に出席し、意見を述べることができる。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

- 第11条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。
- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

- 第12条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。
- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

- 第13条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、大網白里市企画政策課に置く。
 - 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
 - 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第14条 協議会の運営に要する経費は、大網白里市からの負担金及び国からの補助金等をもって充てる。

(監査)

第15条 監査委員は、協議会の出納監査を行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第17条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第27号）の例による。

(協議会が解散した場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成20年6月6日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年6月29日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年10月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年6月6日から施行する。

資料 1

平成30年度大網白里市地域公共交通活性化協議会決算書

1 歳 入 (円)

款 項 目	予算現額	決算額	説 明
1 負担金	182,000	182,520	
1 負担金	182,000	182,520	
1 負担金	182,000	182,520	大網白里市負担金
2 補助金	0	0	
1 補助金	0	0	
1 補助金	0	0	
3 繰越金	133,000	133,053	
1 繰越金	133,000	133,053	
1 繰越金	133,000	133,053	前年度繰越金
4 諸収入	1,000	0	
1 諸収入	1,000	0	
1 雑入	1,000	0	預金利子
合 計	316,000	315,573	

2 歳 出 (円)

款 項 目	予算現額	決算額	説明
1 運営費	275,000	212,662	
1 会議費	265,000	205,542	
1 会議費	265,000	205,542	委員報酬 202,300 食糧費 3,242
2 事務費	10,000	7,120	
1 事務費	10,000	7,120	旅費
2 事業費	0	0	
1 事業費	0	0	
1 事業費	0	0	
3 予備費	41,000	0	
1 予備費	41,000	0	
1 予備費	41,000	0	
合 計	316,000	212,662	

收支差引残額 315,573 円 - 212,662 = 102,911 円

監 査 報 告

大網白里市地域公共交通活性化協議会規約第15条第1項の規定により、令和元年5月13日に平成30年度決算について帳簿及び関係書類を監査したところ、正確かつ適正に処理されていると認め、これを報告いたします。

令和元年5月13日

監査委員

高 小 義 別

監査委員

久 我 一 磐

平成30年度公共交通(バス関係)事業費決算(見込み)

1 国の歳出

(円)

事業名	決算額	説明
コミュニティバス等運行事業	2,430,000	増穂地区コミュニティバス運行に係る補助金 ※国から運行事業者である小湊鉄道への補助金

2 市の歳出

(円)

事業名	決算見込額	説明
路線バス運行確保事業	1,600,000	【負担金補助及び交付金】 バス路線維持確保事業補助金(4月～9月)
コミュニティバス等運行事業	7,971,966	【需用費】 消耗品費 ・停留所標識案内板等 78,401円 印刷製本費 ・増穂地区コミュニティバス運行ダイヤチラシ作成 47,520円 ・白里地区コミュニティバス運行ダイヤチラシ作成 194,400円 【備品購入費】 白里地区コミュニティバス停留所標識購入 1,355,400円 【負担金補助及び交付金】 コミュニティバス等運行事業補助金 ・増穂地区コミュニティバス運行に係る補助金 2,413,676円 ・白里地区コミュニティバス運行に係る補助金 3,866,669円 ・白里地区コミュニティバス乗継利用者運賃助成金 15,900円
高齢者等外出支援事業	51,520	【保険料】 送迎車両搭乗者に対する傷害保険
合計	9,623,486	

監 査 報 告

大網白里市地域公共交通活性化協議会規約第15条第1項の規定により、令和元年5月13日に平成30年度決算について帳簿及び関係書類を監査したところ、正確かつ適正に処理されていると認め、これを報告いたします。

令和元年5月13日

監査委員

監査委員

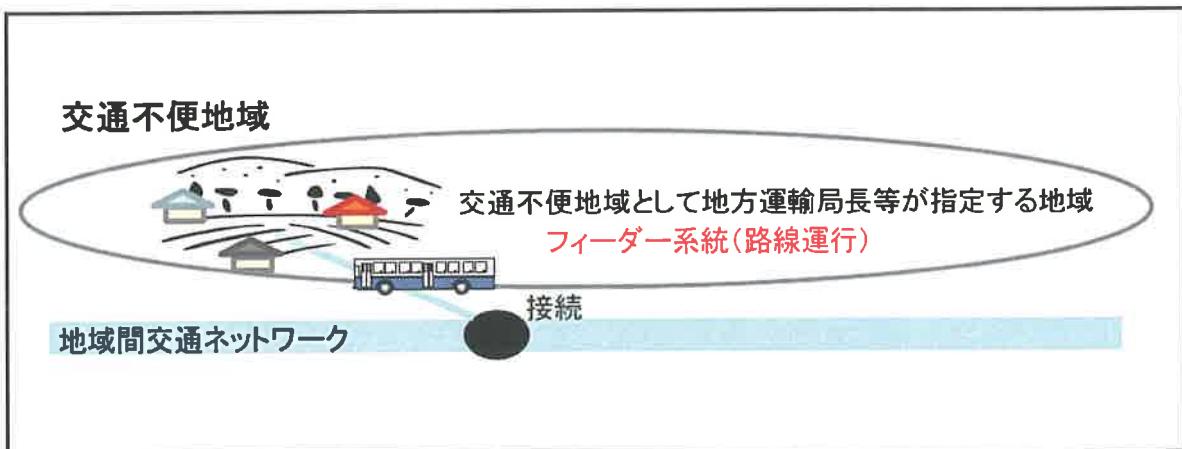
生活交通確保維持改善計画の提出について

1 地域公共交通確保維持改善事業の概要について

国では、地域の公共交通の確保、維持、利便性の向上を支援するために、「地域公共交通確保維持改善事業」を実施しています。

この事業において、幹線バスや鉄道などの地域間交通ネットワークと接続する地域内のバス交通等について支援するメニューが「地域内フィーダー系統補助」であり、本市のコミュニティバスは、このメニューを活用して、国の補助金を受けて運行しています。

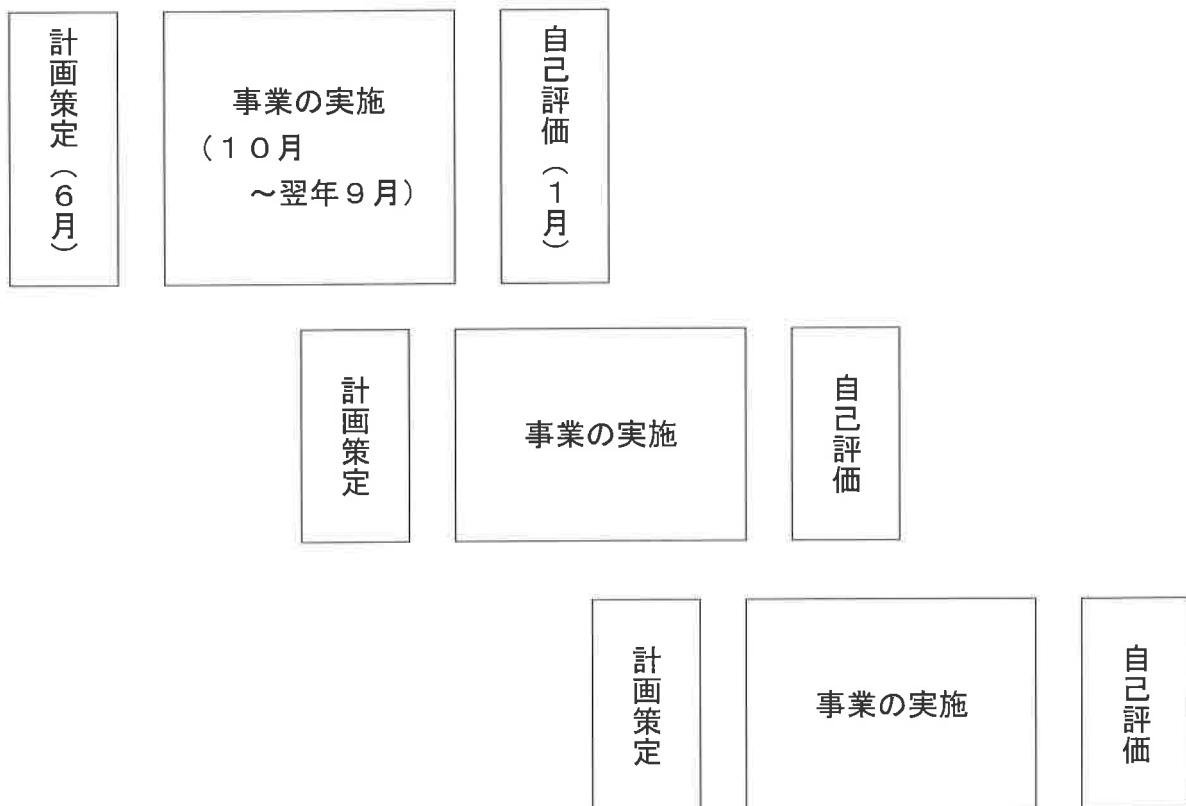
＜地域内フィーダー系統のイメージ＞



「地域内フィーダー系統補助」を活用するためには、毎年度、コミュニティバスの運行に係る目標や効果及び実施主体等を定めた「生活交通確保維持改善計画」を策定し、国の認定を受ける必要があります。

2 事業のスケジュール

地域公共交通確保維持改善事業は、以下のスケジュールで進行します。



3 国庫補助額の推移（上段が年度、下段が補助額）

本市では、増穂地区コミュニティバスの導入以来、この補助金を活用していますが、国の補助額は年々減少しています。

運行の継続には、利用状況の把握、分析及び利用促進策の実施による利用者増（＝運賃収入増）が不可欠です。

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
2,845	5,038	4,658	4,579	3,477	3,347	2,740	2,206	2,204

※補助額の単位は千円

※令和元年度及び令和2年度は申請額。

4 本市の生活交通確保維持改善計画（一部を抜粋）

	増穂地区コミュニティバス	白里地区コミュニティバス
目標 1 利用者数 (令和2年度のみ抜粋)	1便平均9.2人 (年間29,280人)	1便平均4.0人 (年間8,224人)
目標 2 住民・行政・事業者が連携した取組み	1件の実施	周知活動、情報提供の充実（市） 利用状況のデータ収集（運行事業者、市） 地域における利用促進、各種団体との連携 (住民、運行事業者、市) 周知活動、情報提供の充実（市） 利用状況のデータ収集（運行事業者、市） 地域における利用促進、各種団体との連携 (住民、運行事業者、市) 路線バス乗継ぎ利用者への割引 (運行事業者、路線バス事業者、市) 路線バス停留所の一部移設もしくは新設 (路線バス事業者、市)

令和2年度大網白里市生活交通確保維持改善計画（案） ※R1.6.21修正

令和元年6月〇〇日
大網白里市地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称

大網白里市生活交通確保維持改善計画

1 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

大網白里市では、平成20年6月に「大網白里町地域公共交通活性化協議会」を設立。平成21年3月には「大網白里町地域公共交通総合連携計画」を、平成29年3月には「大網白里市地域公共交通網形成計画」を策定。これらの計画に基づき、持続可能な公共交通の実現に向け、各種事業を実施してきた。

市内増穂地区においては、バス停留所が最寄り1kmにない公共交通空白地域が一部（清名幸谷、上谷新田、南横川等）に存在しており、これを解消することを目的に、平成24年4月から現在までコミュニティバスを運行している。このコミュニティバスは増穂地区とJR大網駅など大網市街地を結ぶ循環型路線として、地域公共交通確保維持改善事業費国庫補助金を活用し運行を継続しているものであるが、運行開始当初から現在まで、1便当たり平均利用者数は8人を超えて安定しており、着実に定着が図られてきたものと考えられる。

一方、市内白里地区においては、県道山田台大網白里線を走る路線バスが運行されているものの、この県道上にあるバス停留所から1kmより遠い地域（北今泉5区、細草8区、四天木9区等）に公共交通空白地域が存在している。これを解消するため、平成25年に市とバス事業者が協定を締結し、新たな路線バス（「大網駅～清水経由～白子車庫線」及び「大網駅～上台経由～サンライズ九十九里線」）の運行が実現したものの、この路線は平成30年9月30日に事業者との協定が終了したことに伴い廃止となり、公共交通空白地域が再び生じることとなった。

そこで、平成30年10月1日から白里地区の住民、特に高齢者の買物や通院等、日常生活の移動手段を確保することを目的とし、新たにコミュニティバスを運行することとした。このコミュニティバスは、公共交通空白地域の住民が白里地区内の医療機関やスーパー、公共施設へ向かうことができるようルートを設定しているほか、県道上を運行する路線バス（大網駅～白子車庫線及び大網駅～サンライズ九十九里線）とバス停留所を近接、接続させることで、JR大網駅など大網市街地へ向かう利用者にも配慮している。さらに、朝1便目については、地域のニーズを踏まえて、大網病院の診療開始時刻に合わせて到着する「大網病院直行便」を設けている。

本市の増穂地区及び白里地区とも、既存のバス路線の停留所から 1 km より遠い地域が広く存在しており、特に高齢者など移動手段を持たない住民にとっては、買物や通院のためにバス停留所まで徒歩で向かうことは非常に困難である。このことからも、これら地域を対象としたフィーダー系統としてコミュニティバスを運行することは、必要不可欠であると考えられる。

2 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

【増穂地区コミュニティバス】

大網白里市第5次総合計画（後期基本計画）において、平成32年度の利用者数目標を「1日平均80人」と掲げている。これをを目指し、これまで継続的な見直し等を行ってきた。平成30年4月1日にはダイヤ改正を実施したほか、新たに運転免許自主返納者を対象とした運賃割引を導入したが、これらはバスルート沿線地域の住民やバス利用者を対象に実施したアンケート調査及び過去の利用実績を踏まえたものである。増穂地区の高齢者人口は増加傾向にあり、日常生活の移動手段としての潜在的な需要は、より高まるものと予想される。今後は、情報提供の充実を図るとともに、より地域住民に当事者意識を持ってもらえるような施策を実施することで、利用者の増加を目指すこととし、下記のとおり目標を設定した。

参考：過去の乗車実績		各事業年度における目標値	
	事業年度	目標(利用者数)	
① H28.4～H29.3	R 2	1便平均	9.2人
② H29.4～H30.3		1日平均	80.0人
③ H30.4～H31.3		年間	29,280人
1便平均：		1便平均	9.3人
①8.4人		1日平均	80.8人
②9.0人		年間	29,500人
③9.0人		1便平均	9.4人
1日平均：		1日平均	81.0人
①72.5人		年間	29,600人
②77.8人			
③78.2人			
年間：			
①26,460人			
②28,410人			
③28,544人			

目標値	
地域住民と行政・事業者が連携した取組みの実施	1件

【白里地区コミュニティバス】

平成 30 年 10 月 1 日から運行を開始した本コミュニティバスは、小型車両によるきめ細かなルート設定、大網病院直行便の設置、既存バスとの接続に配慮した仕組み（バス停留所の新設等）及び既存バスとの乗継ぎ利用者を対象とした割引制度の導入等により利便性を向上させていている。

白里地区の住民、特に高齢者の買物や通院等、日常生活の移動手段を確保することを目的として導入した本コミュニティバスであるが、運行開始後の利用者数は 1 便平均 0.5 人程度（平成 30 年度実績）と低迷している状況である。しかし、白里地区の高齢者人口は増加傾向にあり、日常生活の移動手段としての潜在的な需要はあると予想されることから、今後は、情報提供の充実を図るとともに、より地域住民に当事者意識を持ってもらえるような施策を実施することで、利用者の増加を目指すこととし、下記のとおり目標を設定した。なお、利用促進として平成 31 年 3 月 1 日から平成 31 年 4 月 30 日に、より多くの方に利便性を実感していただくため、期間を限定して「無料お試し乗車券」の配布を実施した。

各事業年度における利用者数目標値	
事業年度	目 標（利用者数）
R 2	1 便平均 4.0 人
	1 日平均 32.0 人
	年 間 8,224 人
R 3	1 便平均 5.0 人
	1 日平均 40.0 人
	年 間 10,280 人
R 4	1 便平均 5.0 人
	1 日平均 40.0 人
	年 間 10,280 人

目標値	
地域住民と行政・事業者が連携した取組みの実施	1 件

（2）事業の効果

【増穂地区コミュニティバス】

コミュニティバスの運行を継続することにより、増穂地区の一部に存在する公共交通空白地域（清名幸谷、上谷新田、南横川等）の大部分が解消され、高齢者や免許返納者等の移動手段の確保並びに外出支援が可能になる。

交通結節点である JR 大網駅を経由させ、鉄道や幹線バスとの効率的な連携を推進することによって、利用者利便性の向上を図るとともに活発な交流を促進し、地域活性化への足掛かりとする。

また、目標数値の達成状況を利用者（住民）・事業者・行政がそれぞれの役割のもと評価し改善策を検討するなどの協業による取組みを通して、地域の実情に即した持続可能な交通体系を構築する。

【白里地区コミュニティバス】

コミュニティバスの運行を継続することにより、白里地区の一部に存在する公共交通空白地域（北今泉5区、細草8区、四天木9区等）が解消され、高齢者や免許返納者等の移動手段の確保並びに外出支援が可能になる。

運行ルートは白里地区内のスーパー・医療機関、郵便局、公共施設等が含まれ、地元住民が地元地区内へ外出することにより地域の活性化を図るとともに、地域間幹線バス系統であり、市の中心部にあるJR大網駅へ向かう路線バス「大網駅～白子車庫線」及び「大網駅～サンライズ九十九里線」との接続、乗継ぎ利用者への割引きを行うことで、既存の路線バスとの相乗効果を狙う。

また、目標数値の達成状況を利用者（住民）・事業者・行政がそれぞれの役割のもと評価し改善策を検討するなどの協業による取組みを通して、地域の実情に即した持続可能な交通体系を構築する。

3 2の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・広報やホームページ等を用いた周知活動、情報提供の充実（大網白里市）
- ・利用状況のデータ収集（運行事業者、大網白里市）
- ・地域における利用促進、各種団体との連携（地域住民、運行事業者、大網白里市）
- ・路線バス乗継ぎ利用者への割引（運行事業者、路線バス事業者、大網白里市）
- ・路線バス停留所の一部移設もしくは新設（路線バス事業者、大網白里市）

4 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別添の表1のとおり。

5 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

運行経費から運賃及び国庫補助金収入を差し引いた額について、市が運行事業者に対し補助を行う。

6 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

【増穂地区コミュニティバス】小湊鉄道株式会社

【白里地区コミュニティバス】秋葉タクシー有限会社

- 7 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法
【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※該当なし

- 8 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

- 9 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

- 10 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

- 11 外客来訪促進計画との整合性
【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

※該当なし

- 12 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
【地域内フィーダー系統のみ】

別添の表5のとおり。

13 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

14 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

15 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における
収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用
した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

17 協議会の開催状況と主な議論

平成 20 年 6 月 6 日 大網白里町地域公共交通活性化協議会 設立

【大網白里町地域公共交通総合連携計画の策定】

平成 20 年 6 月 6 日	策定調査実施計画の決定
平成 20 年 12 月 26 日	骨子案の決定
平成 21 年 1 月 27 日	素案の決定
平成 21 年 3 月 19 日	計画案の決定
平成 21 年 3 月 25 日	計画の決定

【増穂地区コミュニティバスに関する協議】

平成 21 年 10 月 1 日	実証運行計画案の決定（平成 22 年 1 月 9 日 実証運行開始）
平成 23 年 3 月 24 日	運行経路、ダイヤの見直しに関する協議（29 日まで）
平成 23 年 8 月 1 日	運行経路、ダイヤの見直し実施
平成 23 年 10 月 26 日	本格運行計画の決定（平成 24 年 4 月 1 日 本格運行開始）
平成 29 年 10 月 19 日	次期運行期間（平成 30 年度～32 年度）における事業者公募条件案に関する協議
平成 29 年 11 月 20 日	事業者公募条件修正案に関する書面協議（27 日まで）
平成 30 年 7 月 19 日	運行経路、ダイヤの見直し案に関する協議
平成 30 年 9 月 7 日	運行経路、ダイヤの見直し修正案に関する書面決議 (13 日まで)
平成 30 年 11 月 10 日	運行経路、ダイヤの見直し実施

【生活交通ネットワーク計画（生活交通確保維持改善計画）の決定】

平成 24 年 6 月 20 日
平成 25 年 6 月 19 日
平成 26 年 6 月 26 日
平成 27 年 6 月 24 日
平成 28 年 6 月 27 日
平成 29 年 8 月 28 日
平成 30 年 6 月 28 日
令和元年 6 月 日

【市地域公共交通網形成計画に関する協議】

平成 28 年 10 月 26 日	骨子案に関する協議
平成 28 年 12 月 9 日	素案に関する書面協議（28 日まで）
平成 29 年 1 月 31 日	計画案に関する協議

【白里地区の新たな公共交通に関する協議】

平成 29 年 10 月 19 日	地元住民との意見交換会に向けた協議
平成 30 年 2 月 1 日	事業案に関する協議
平成 30 年 4 月 18 日	白里地区コミュニティバス事業者公募条件案に関する協議
平成 30 年 7 月 19 日	運行開始に向けた手続き及びスケジュールについて協議
平成 30 年 10 月 1 日	運行開始

18 利用者等の意見の反映状況

【増穂地区コミュニティバス】

実証運行時から運行ダイヤ及びルートに関する利用者からの問合せに隨時対応している。また、アンケート調査についても、利用者（平成 22 年 8 月、平成 23 年 10 月）、非利用者（平成 22 年 10 月）それぞれを対象に実施した。

以上を踏まえ本格運行実施に際しては、鉄道との乗継ぎを考慮したダイヤ設定や、要望のあった箇所への乗り入れができるよう見直しを実施した。また、平成 25 年 9 月には軽微なダイヤ改正を行い、利用者の利便性を向上させた。これは、利用者や運行事業者の現場の声を参考にしたものである。その後も、平成 27 年 4 月には 1 便増便及び一部ダイヤ改正を、平成 28 年 9 月には一部ダイヤ改正を実施した。

平成 29 年 8 月から 9 月にかけて、地元住民の意向及び移動の実態を把握し、より地域の実情に見合った運行内容とするため、利用者及び住民を対象としたアンケート調査を実施。得られた結果や利用状況に基づき平成 30 年 4 月に運行内容の見直しを行った。また、平成 30 年 11 月には、JR 大網駅東地区の区画整理による新たな道路の開通に伴い、運行ルート及びダイヤの見直しを行った。

【白里地区コミュニティバス】

平成 25 年に市とバス事業者が協定を締結して運行していた新たな路線バス（「大網駅～清水経由～白子車庫線」及び「大網駅～上台経由～サンライズ九十九里線」）が平成 30 年 9 月 30 日に事業者との協定が終了したことによる廃止に伴い、平成 30 年 10 月 1 日以降に、切れ目無く地元住民の生活の移動手段を確保するため、平成 30 年 10 月 1 日から新たな公共交通を導入した。

この新たな公共交通の導入にあたっては、住民の意向把握に努め、平成 29 年 8 月から 9 月にかけて地元住民の意向及び移動の実態を把握し、新たな公共交通形態を検討する基礎資料とするため、路線バス利用者及び住民を対象としたアンケート調査を実施した。これに基づき、3 つの公共交通形態案を作成、このうちどの公共交通形態がもっとも適したものであるか考えるため、地元住民を対象に意見交換会を開催した。この意見交換会の状況や地元区長会等の要望状況を踏まえ、地域公共交通活性化協議会で協議を行い、「地元地区内のスーパーや医療機関、公共施設を循環するミニバス」という事業の枠組みを決定し、運行ルートやダイヤ等については、地元住民によるワーキンググループにて検討を行った。今後も、このワーキンググループを軸とした住民による主体的な取組みにより、利用者等の意見を反映していくことを想定している。

19 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	千葉県総合企画部交通計画課
関係市区町村	大網白里市副市長 大網白里市建設課
交通事業者・交通施設管理者等	一般社団法人千葉県バス協会 小湊鉄道株式会社 千葉中央バス株式会社 有限会社小倉観光サービス 一般社団法人千葉県タクシー協会 秋葉タクシー有限会社 小湊鉄道労働組合 千葉県山武土木事務所 千葉県東金警察署交通課
地方運輸局	関東運輸局千葉運輸支局
その他協議会が必要と認める者	日本大学理工学部交通システム工学科教授 大網白里市商工会 大網白里市地区長会 大網白里市社会福祉協議会 市民公募代表

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 千葉県大網白里市大網 115 番地 2

(所 属) 大網白里市企画政策課

(氏 名) 小川 光紀

(電 話) 0475-70-0315

(e-mail) kikakuseisaku@city.oamishirasato.lg.jp

表1 地域公共交通運行予定系統の概要及び運行系統の概要・維持する運行系統により運行を確保・維持する運行系統(地域内ファイダーシステム)

2年度

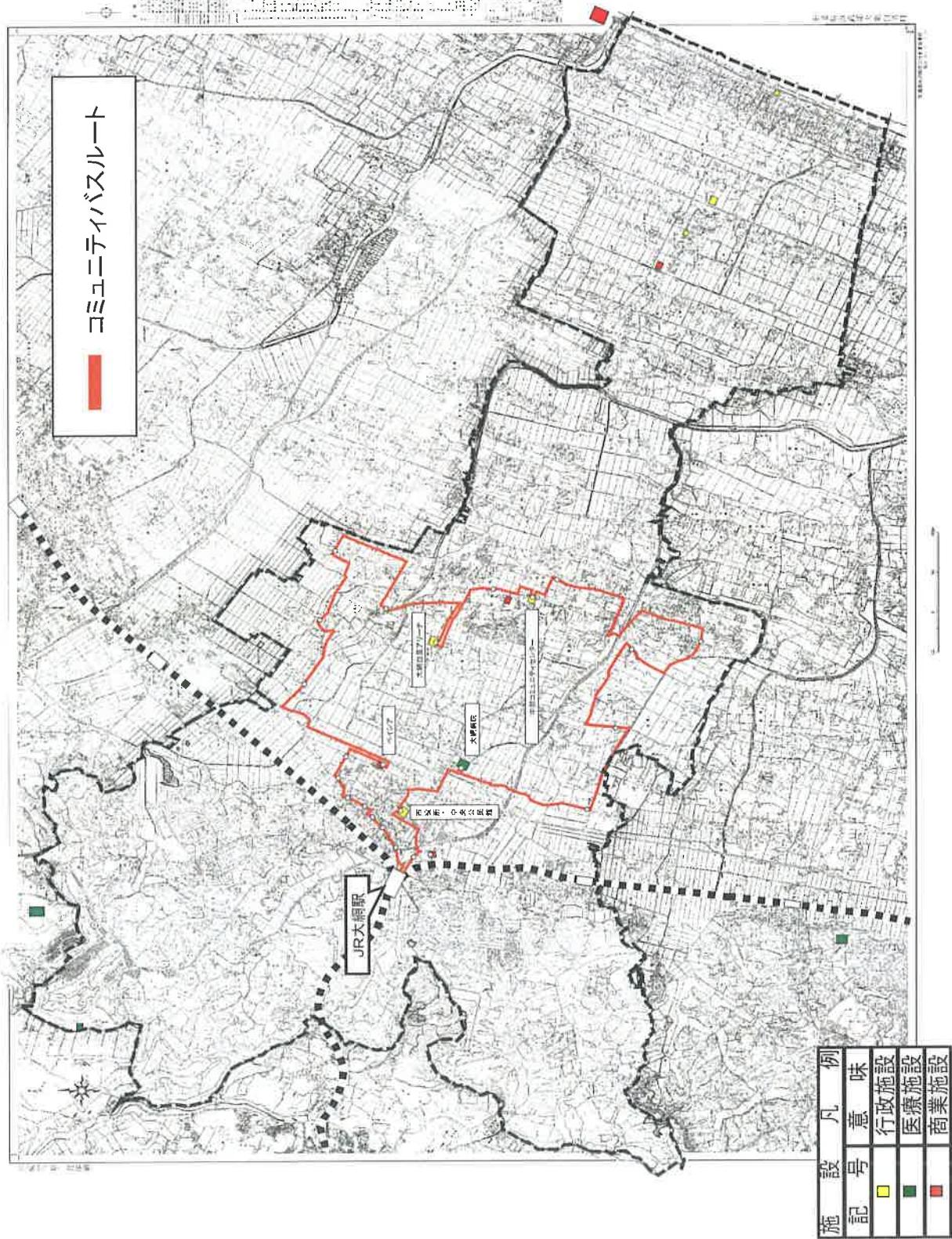
市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統				地域内ファイダーシステムの基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点	運行態様の 別	計画運行回数	計画運行日数	再編特例措置位置	基準口で該当する要件
小湊鐵道株式会社	(1) 増穂地区コミュニティバス (左回り循環)	渋名幸谷 大網駅 南浦川 大網駅 渋名幸谷	中野コミュニティセンター	中野コミュニティセンター	23.9 km 循環	366日 循環	1,464回		路線定期運行	②(2)
小湊鐵道株式会社	(2) 増穂地区コミュニティバス (右回り循環)	南浦川 大網駅 渋名幸谷	中野コミュニティセンター	中野コミュニティセンター	23.9 km 循環	366日 循環	1,464回		路線定期運行	②(2)
小湊鐵道株式会社	(3) 増穂地区コミュニティバス (左回り循環 大網駅発)	大網駅	中野コミュニティセンター	中野コミュニティセンター	12.0 km 循環	239日	239回		路線定期運行	②(2)
秋葉タクシー有限会社	(4) 白里地区コミュニティバス (火・水・木ルート) (幹線→周辺)	上台 コスマス荘 四天木9区	コスマス荘	コスマス荘	23.4 km 循環	154日	616回		路線定期運行	②(2)
秋葉タクシー有限会社	(5) 白里地区コミュニティバス (月・水・金ルート) (周辺→幹線)	四天木9区 コスマス荘 上台	コスマス荘	コスマス荘	23.4 km 循環	154日	402回		路線定期運行	②(2)
秋葉タクシー有限会社	(6) 白里地区コミュニティバス (月・水・金ルート) (大網病院直行便)	若草区 白里小前 下傍示	大網病院	大網病院	往20.5 km 復 km 循環	154日	154回		路線定期運行	②(2)
大網白里市 九十九里町	(7) 白里地区コミュニティバス (火・木ルート) (幹線→周辺)	コスマス荘 要行寺 要行寺 コスマス荘	コスマス荘 要行寺 要行寺 コスマス荘	コスマス荘 要行寺 要行寺 コスマス荘	19.7 km 循環	103日	412回		路線定期運行	②(2)
大網白里市 九十九里町	(8) 白里地区コミュニティバス (火・木ルート) (周辺→幹線)	コスマス荘 下傍示	大網病院	大網病院	往20.9 km 復 km 循環	103日	309回		路線定期運行	②(2)
大網白里市	(9) 白里地区コミュニティバス (火・木ルート) (大網病院直行便)	コスマス荘 下傍示	大網病院	大網病院	往20.9 km 復 km 循環	103日	103回		路線定期運行	②(2)

(注)

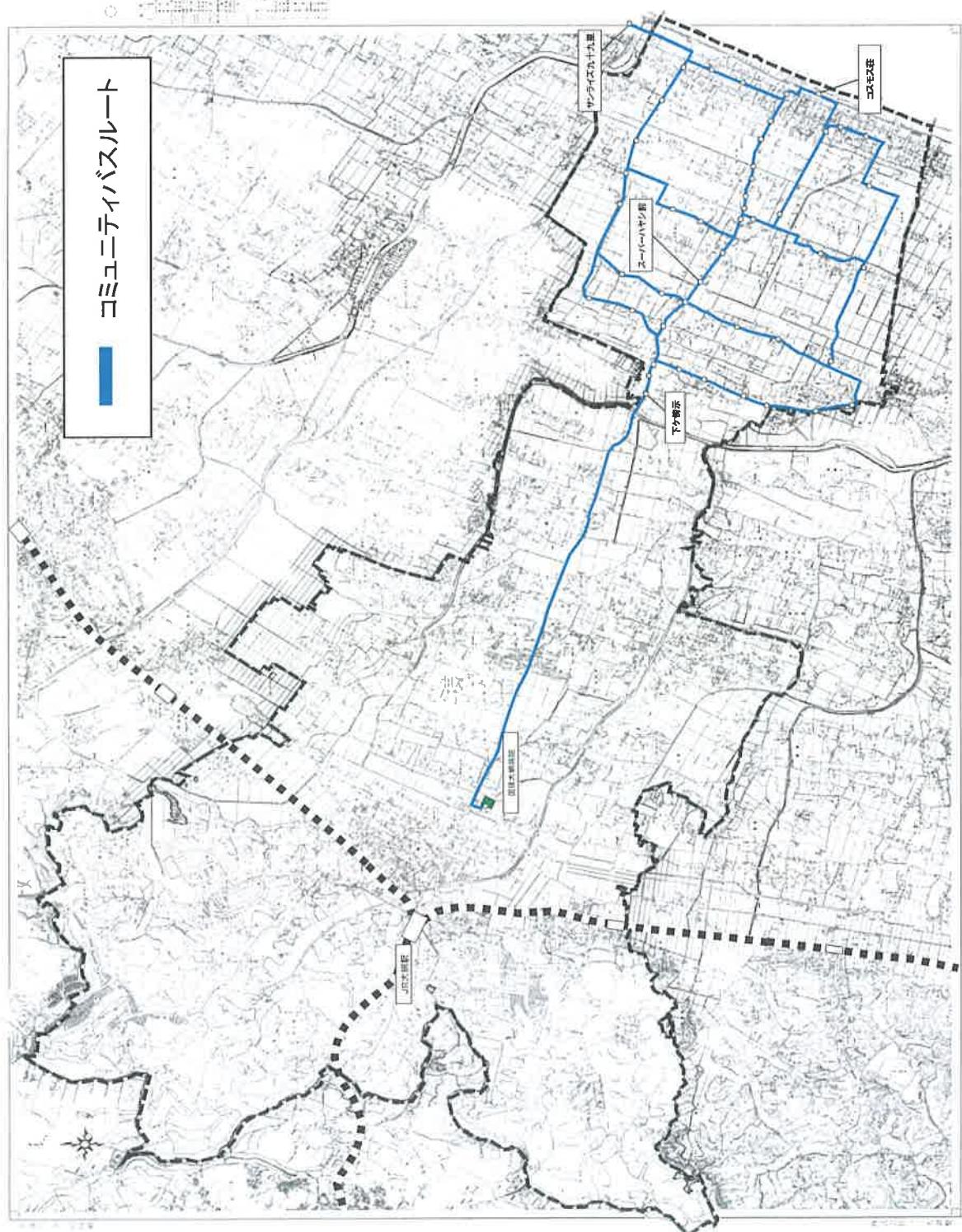
- 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ファイダーシステムに係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載する。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内ファイダーシステムが接続を確保するかについて記載すること。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

資料2 別添②

増穂地区コミュニティバス運行ルート表1別添①



白里地区コミュニティバス運行ルート表1別添②



資料2 別添⑤

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	大網白里市
-------	-------

(単位:人)	
人口	
人口集中地区以外	43,919
交通不便地域	2,429

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
1,419	増穂地区	局長指定
1,010	白里地区	局長指定

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
2,429	$\text{対象人口} \times 120\text{円} \times 0.7 + 200\text{万円}$	2,204,000円

昨年度の算定式で算出

(1)記載要領

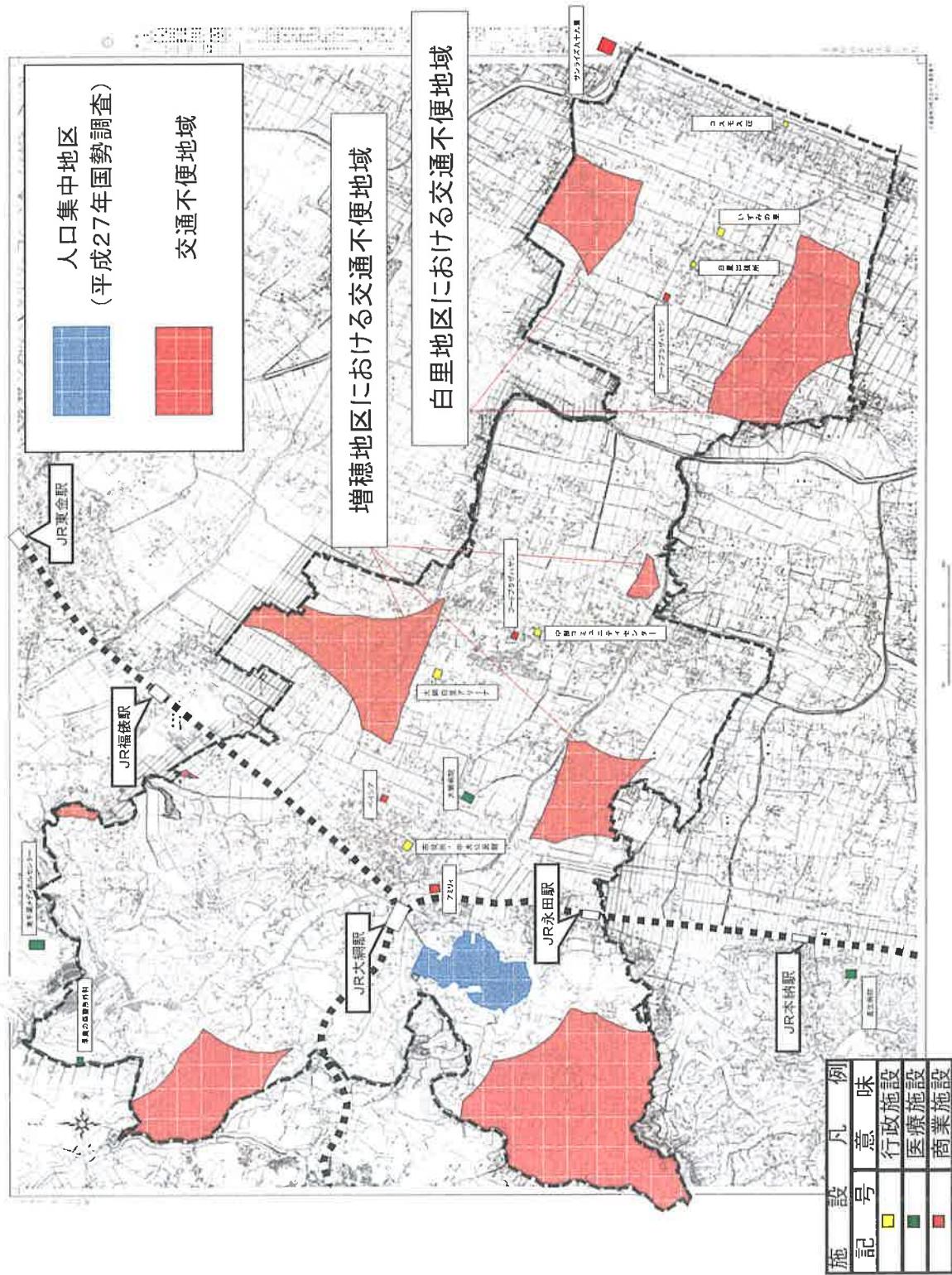
- 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
- 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
- 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。）、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2. (1)⑭)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
- 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
- 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

- 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

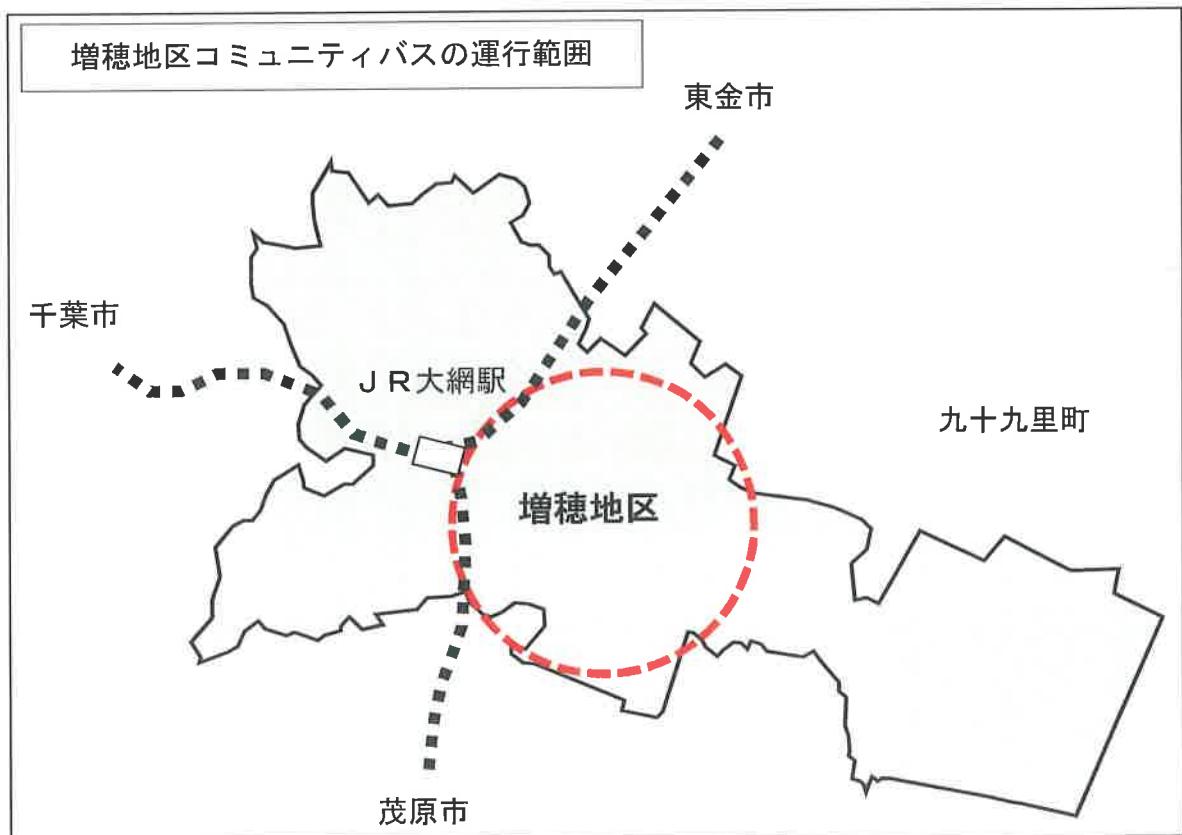
資料2 別添⑥

人口集中地区及び交通不便地域の区分 表5別添



増穂地区コミュニティバスについて

- 1 運行内容見直し後の利用状況等
- 2 平成30年度利用実績
- 3 地域と連携した取組



1 運行内容見直し後の利用状況

(1) 平成30年度見直し内容

A. 平成30年4月1日から

・朝6時台の便を廃止し、新たに夜7時台の便を開始しました。

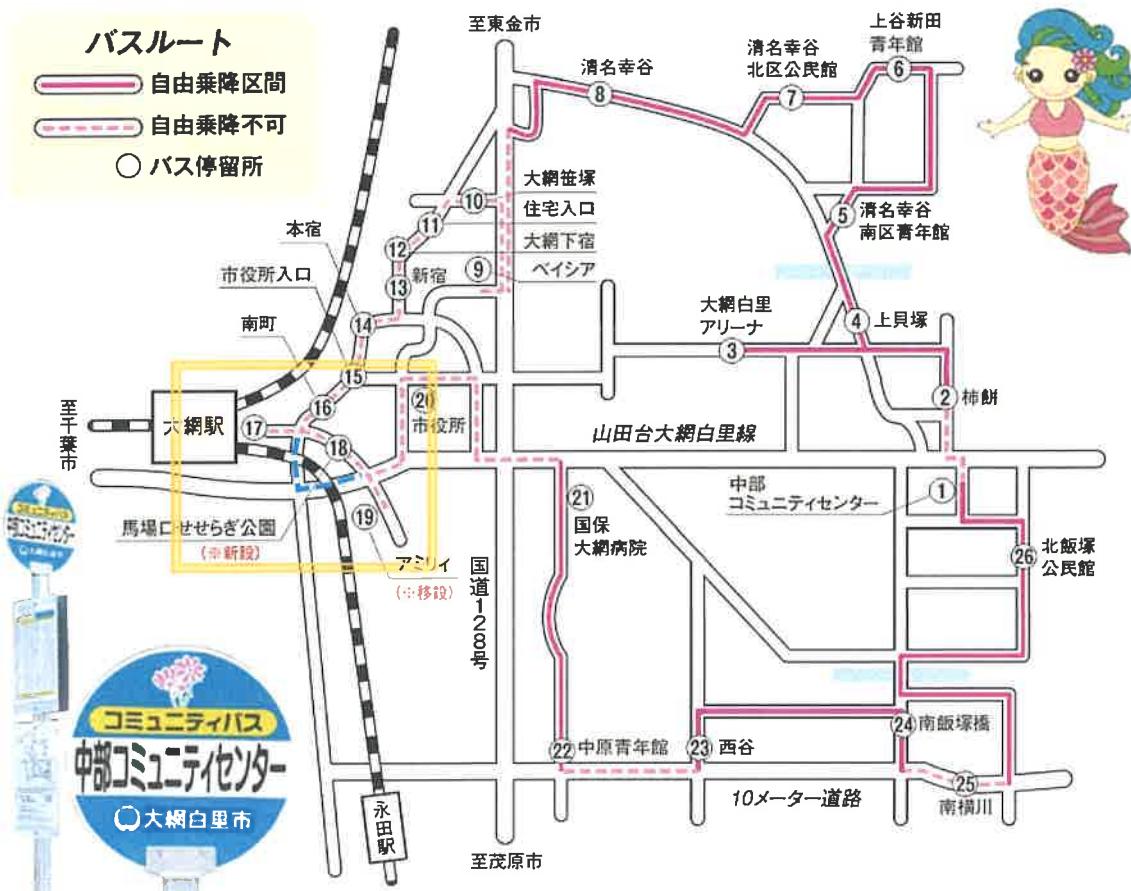
※夜7時台の便は、1便平均2.3人

・運転免許自主返納者に対する割引を新設しました。

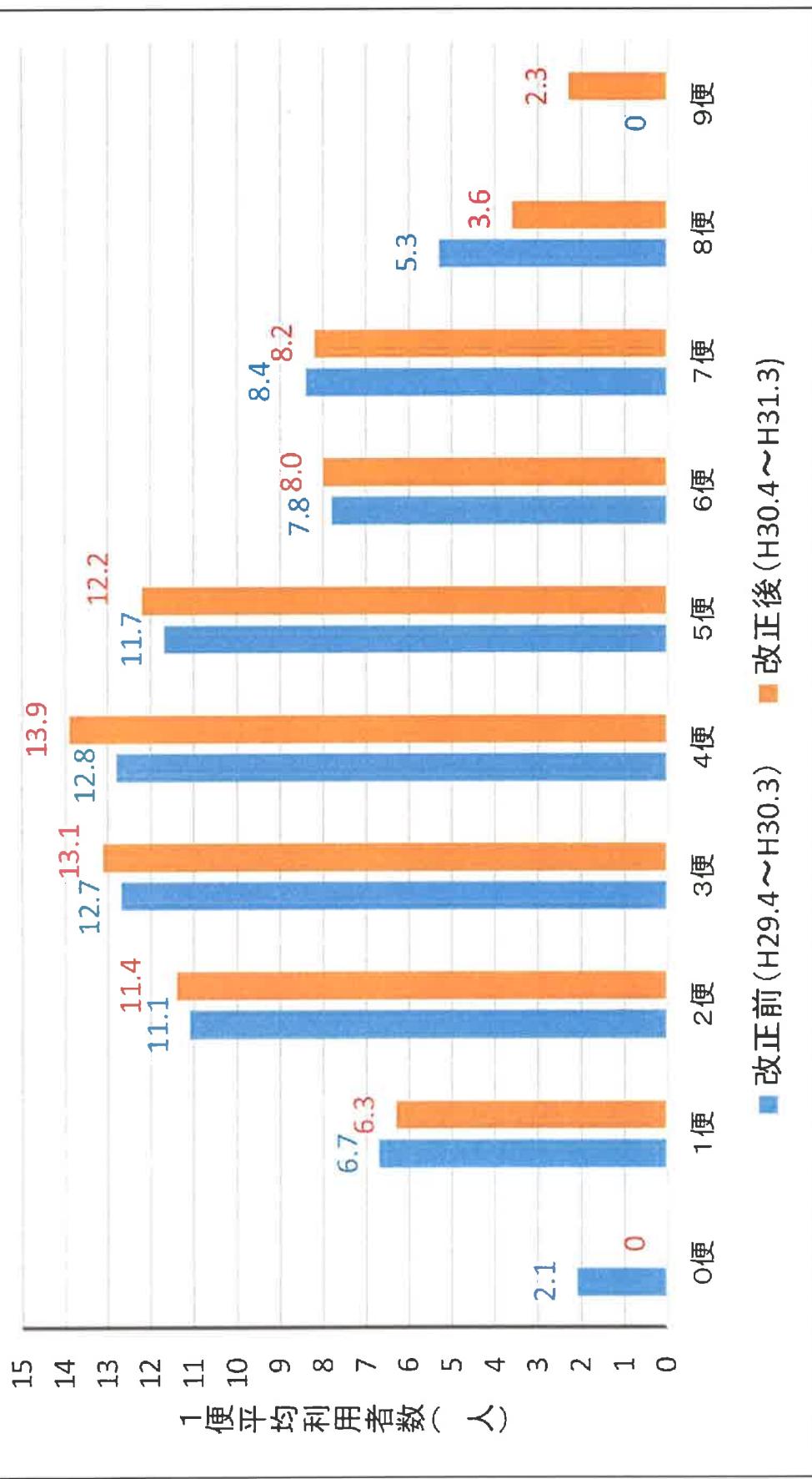
B. 平成30年11月10日から

・新たな道路の開通に伴い、運行ルートを一部変更しました。

・バス停留所の移設（アミリイ）、新設（馬場口せせらぎ公園）を行いました。



(2) 利用状況比較



(3) 導入後の状況

①新たに運行開始した夜7時台の便（9便）

- ターゲット地区へ重点的にチラシを配付したほか、平成30年11月の都市計画道路開通に伴う運行ルートの見直しにあわせて、ダイヤを改正し大網駅での列車との接続を改善しました。（下り快速列車19:05 大網駅着との接続）

【参考】[9便のみ] 月別の平均乗車人数（人）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年平均
2.2	1.8	2.1	2.6	2.3	2.8	1.6	3.0	2.7	1.7	2.1	3.1	2.3

②運転免許自主返納者の運賃割引

- 全体の利用者のうち、運転経歴証明書の提示による割引を受けられた方は、年平均2.8%でした。

【参考】運転経歴証明書の提示による割引を受けられた方

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
延べ 人数	45	49	61	58	57	35	54	57	103	68	96	100	783
割合 (%)	1.9	2.1	2.5	2.3	2.4	1.5	2.2	2.4	4.1	3.3	4.4	3.9	2.8

2 平成30年度利用実績

- 平成30年度のコミュニティバス乗車人数は28,544人、1便平均9.0人となり過去最多の乗車人数となりました。
- 今後も、市広報紙や地元地区への回覧による案内、コミュニティバス車内におけるチラシの配布を実施し、利用者の促進を図ってまいります。

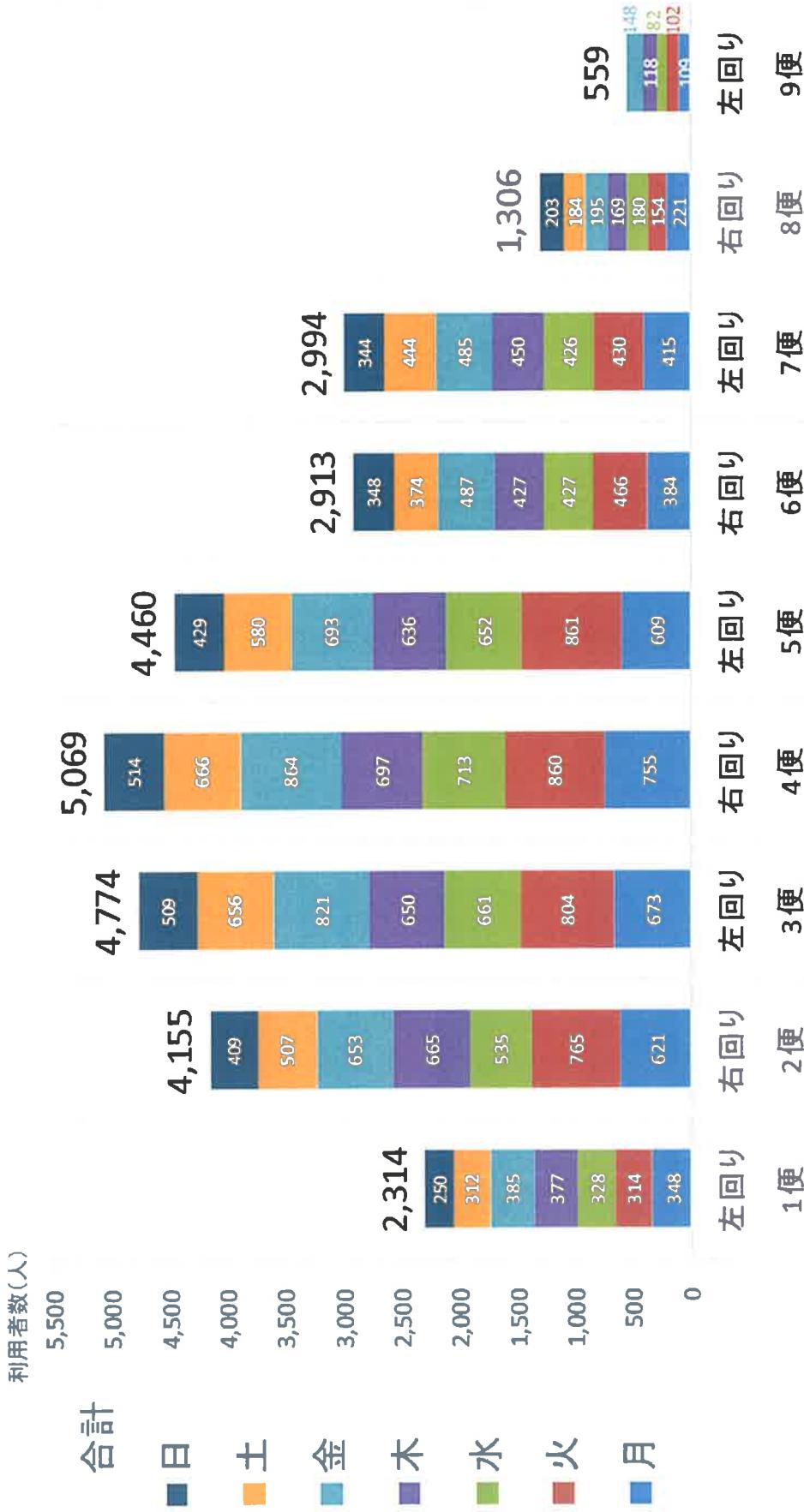
【参考】過去の利用者数(人)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
述べ人数	27,849	27,937	28,110	28,228	26,460	28,410	28,544
1便平均	9.5	9.6	9.6	8.9	8.4	9.0	9.0

平成30年度増穂地区コミュニティバス利用実績

運行日数		左回り						右回り						合計						収入(円)
		大人	子供	老人	障がい者 免許証持者	小計	大人	子供	老人	障がい者 免許証持者	小計	大人	子供	老人	障がい者 免許証持者	小計	大人	子供	老人	障がい者 免許証持者
4月	30	1,136	8.1	114	0.8	1,260	8.9	1,041	8.7	90	0.8	1,131	9.4	2,177	8.4	204	0.8	2,381	9.2	455,800
5月	31	1,135	7.8	118	0.8	1,253	8.6	1,025	8.3	95	0.8	1,120	9.0	2,160	8.0	213	0.8	2,373	8.8	453,300
6月	30	1,098	7.8	157	1.1	1,255	8.9	1,019	8.5	124	1.0	1,143	9.5	2,117	8.1	281	1.1	2,398	9.2	451,500
7月	31	1,118	7.7	156	1.1	1,275	8.8	1,089	8.8	130	1.0	1,219	9.8	2,208	8.2	286	1.1	2,494	9.3	470,200
8月	31	1,134	7.9	161	1.1	1,285	9.0	988	8.0	126	1.0	1,114	9.0	2,122	7.9	287	1.1	2,409	9.0	453,100
9月	30	1,104	8.0	136	1.0	1,240	9.0	976	8.1	101	0.8	1,077	9.0	2,080	8.1	237	0.9	2,317	9.0	439,700
10月	31	1,145	7.8	158	1.1	1,303	8.9	1,042	8.4	141	1.1	1,183	9.5	2,187	8.1	299	1.1	2,486	9.2	467,300
11月	30	1,103	7.8	152	1.1	1,255	8.9	980	8.2	127	1.1	1,107	9.2	2,083	8.0	279	1.1	2,362	9.0	444,500
12月	31	1,179	8.2	177	1.2	1,356	9.5	1,018	8.2	139	1.1	1,157	9.3	2,197	8.2	316	1.2	2,513	9.4	471,000
平成30年1月	31	953	6.7	135	0.9	1,088	7.6	882	7.1	107	0.9	989	8.0	1,835	6.9	242	0.9	2,077	7.8	391,200
2月	28	1,016	7.8	154	1.2	1,170	8.9	905	8.1	116	1.0	1,021	9.1	1,921	7.9	270	1.1	2,191	9.0	411,200
3月	31	1,180	8.0	211	1.5	1,361	9.5	1,027	8.3	155	1.3	1,182	9.5	2,177	8.1	386	1.4	2,543	9.5	472,000
年度合計	365	13,272	7.8	1,829	1.1	15,101	8.9	11,992	8.2	1,451	1.0	13,443	9.2	25,264	8.0	3,280	1.0	28,544	9.0	5,380,800

コミュニティバス利用者数 (H30.4.1~H31.3.31)



3 地域と連携した取組

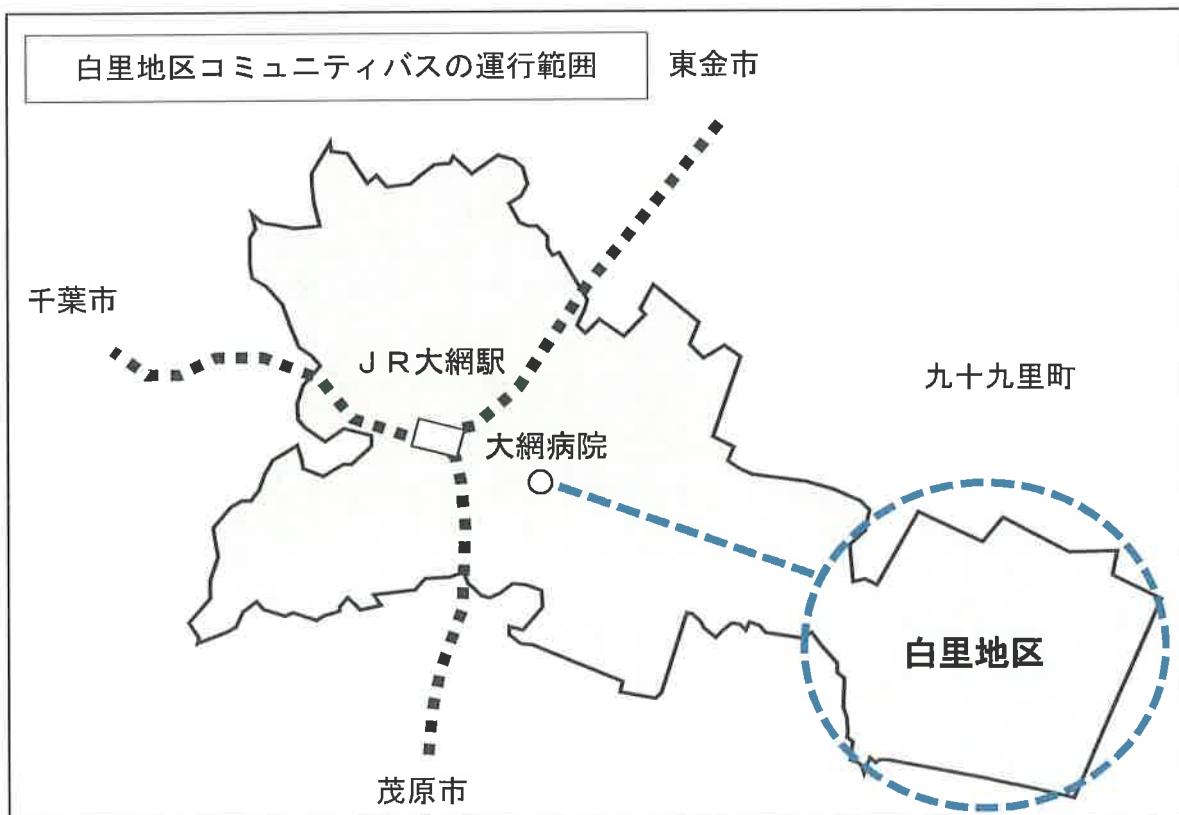
○車内の掲示スペースを活用した地域情報の提供

- ・バス車内に時刻表パンフレットのほか、お知らせ、イベント情報等の資料を掲示しております。
- ・また、沿線地域の自治会等のお知らせ資料等につきましても、資料の配置や掲示を行い、地域連携の取り組みを進めてまいります。



白里地区コミュニティバスについて

- 1 運行ルート変更案に対する書面決議結果について
- 2 はまバスの利用状況
- 3 無料お試し乗車券の結果
- 4 利用者増加の取り組み



1 運行ルート変更案に対する書面決議結果について

白里地区コミュニティバス運行ルート「①コスモス荘 ⇄ ②6白里海岸」間のルートの一部を変更することについて、令和元年5月29日付で書面にて決議をいただきましたところ、すべての委員から承認をいただきました。

承認決議結果を元に、地域公共交通活性化協議会の協議が整っていることの証明書を交付し、ルート変更の申請書を6月11日に関東運輸局千葉運輸支局に提出いたしました。手続きに2か月程度かかる見込みであり、8月上旬には新ルートにて運行する予定です。

○ルート変更図

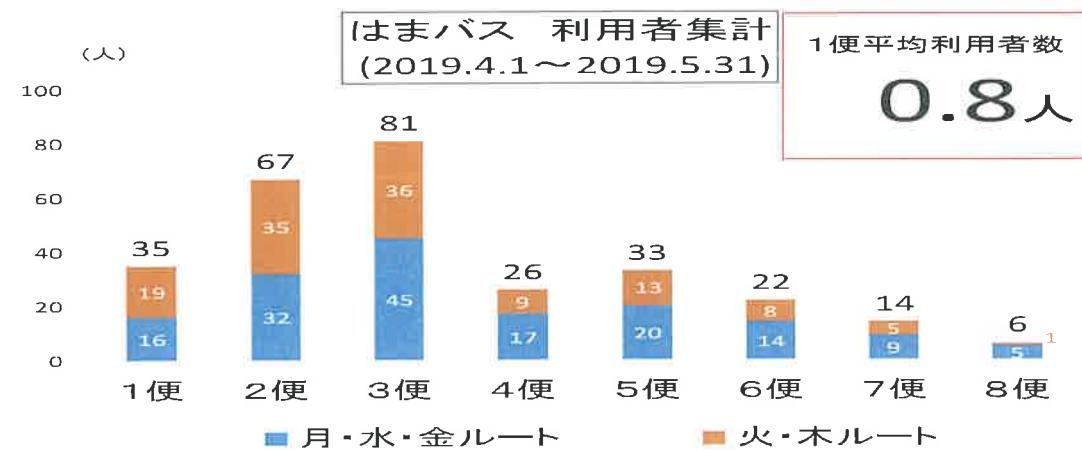
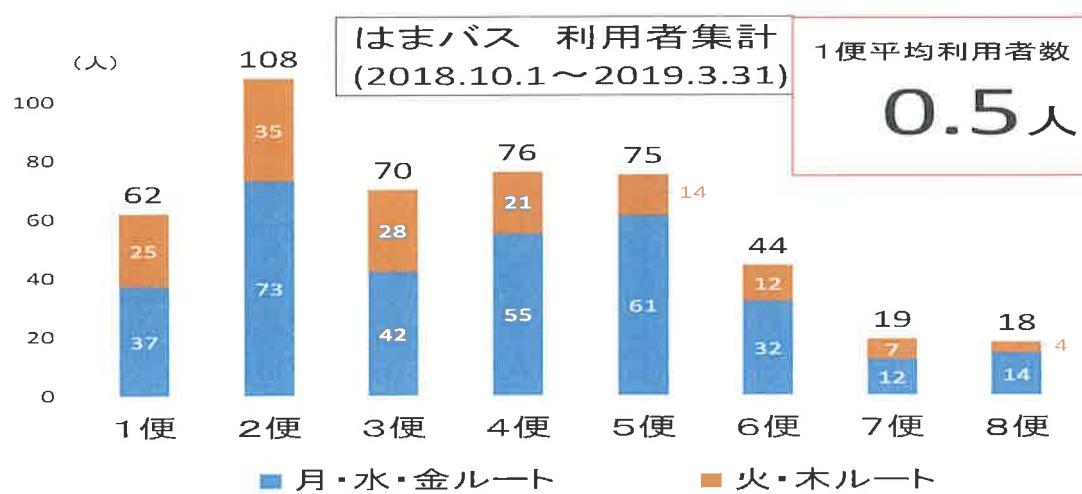


2 はまバスの利用状況

(1) 月別利用者数

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	合計
合計人数 (うち無料)	54	56	59	56	77	170 (125)	185 (146)	99	756 (271)
1便平均	0.3	0.3	0.4	0.4	0.5	1.0	1.1	0.5	0.56
月水金	45	43	44	39	52	103 (70)	94 (67)	64	484 (137)
火木	9	13	15	17	25	67 (55)	91 (79)	35	272 (134)

(2) 便別利用者数



(3) バス停別乗降者数 (10月から5月 延べ利用者数756人)

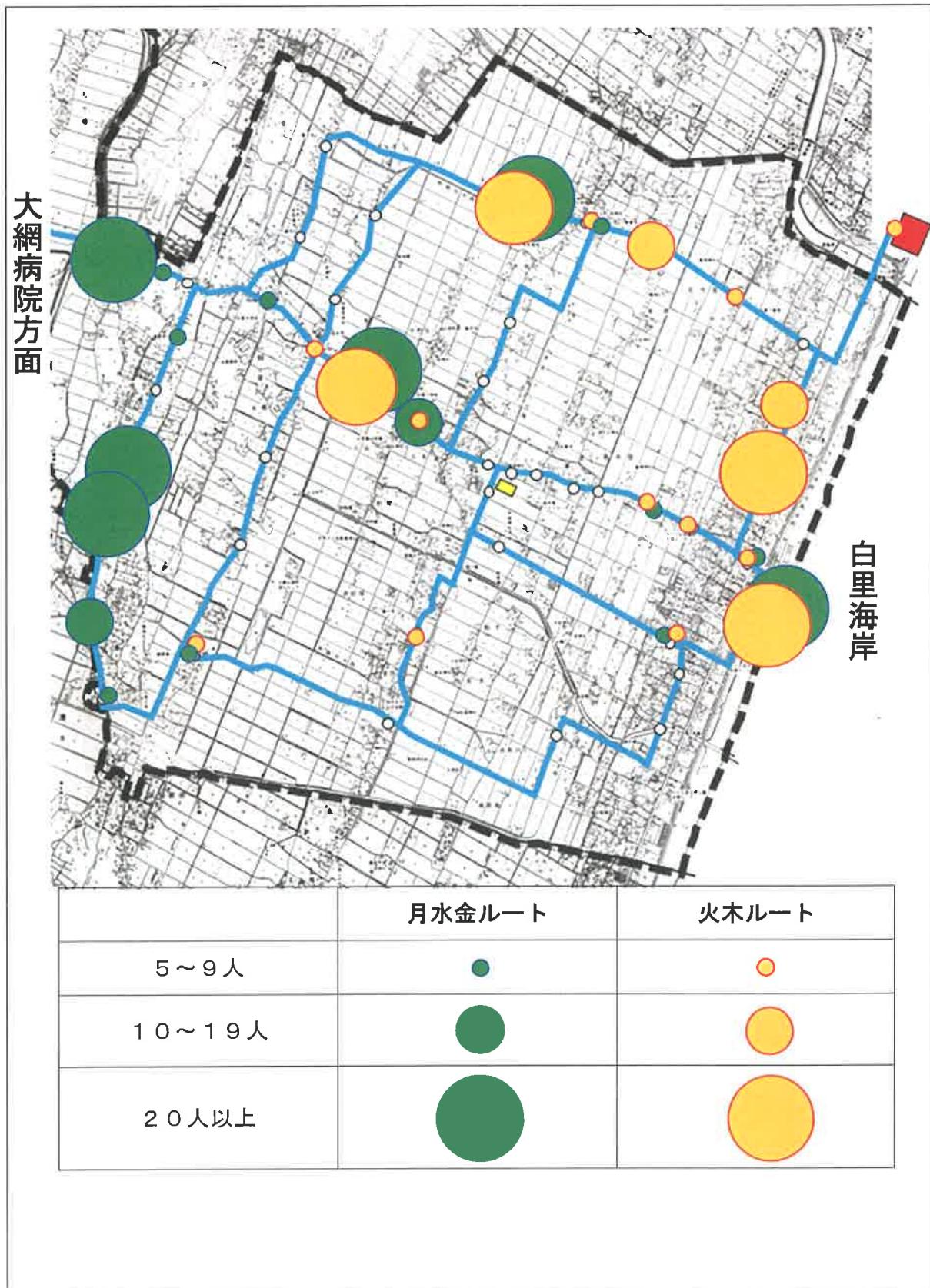
○月水金ルート 運行日数 103日
 運行便数 824便
 延べ利用者数 484人

	乗 車 (人数)	降 車 (人数)
100人以上		⑯下ヶ傍示(116)
50人以上	⑯下ヶ傍示(98) ①コスマス荘(85) ⑩若草区(75) ⑨細草天然ガス中継所(51)	①コスマス荘(80) ⑩若草区(73) ⑭大網病院(51)
20人以上	⑮スーパーはやし前(38) ⑬多目的広場入口(22)	⑮スーパーはやし前(22) ⑬多目的広場入口(22)
10人以上	⑧清水営農組合 ⑯白里小学校前	⑯白里海岸 ⑧清水営農組合 ⑫若葉区 ⑯白里中学校前
5人以上	⑦清水 ⑭二之袋 ⑯白里海岸 ⑯まつや食堂 ⑯白里中学校前 ⑬上台 ⑥細草八区会館 ⑫若葉区 ⑯白里郵便局前	⑯白里小学校前 ⑯まつや食堂 ⑯白里火の見下 ⑯白里郵便局前 ⑨細草天然ガス中継所 ⑯不動寺 ⑯土地改良事務所前 ⑯白里駐在所
5人未満	②北四天木 ⑪遠露寺墓苑 ⑯細草旭がみ前 ⑯不動寺 ⑯土地改良事務所前 ⑯港屋前 ⑯白里駐在所前 ⑯津波避難ヶ月前 ④龍神 ⑯白里火の見下 ⑤四天木九区 ⑯西今泉 ⑯いづみの里 ⑯内条商店	⑥白里八区会館 ⑬上台 ⑯細草旭がみ前 ②北四天木 ⑪遠露寺墓苑 ⑯津波避難ヶ月前 ③堀川橋 ⑦清水 ⑭二之袋 ⑯港屋前 ⑯いづみの里
0人	③堀川橋 ⑯第二保育所入口 ⑯八坂神社 ⑯薬王寺	④龍神 ⑤四天木九区 ⑯西今泉 ⑯第二保育所入口 ⑯内条商店 ⑯八坂神社 ⑯薬王寺

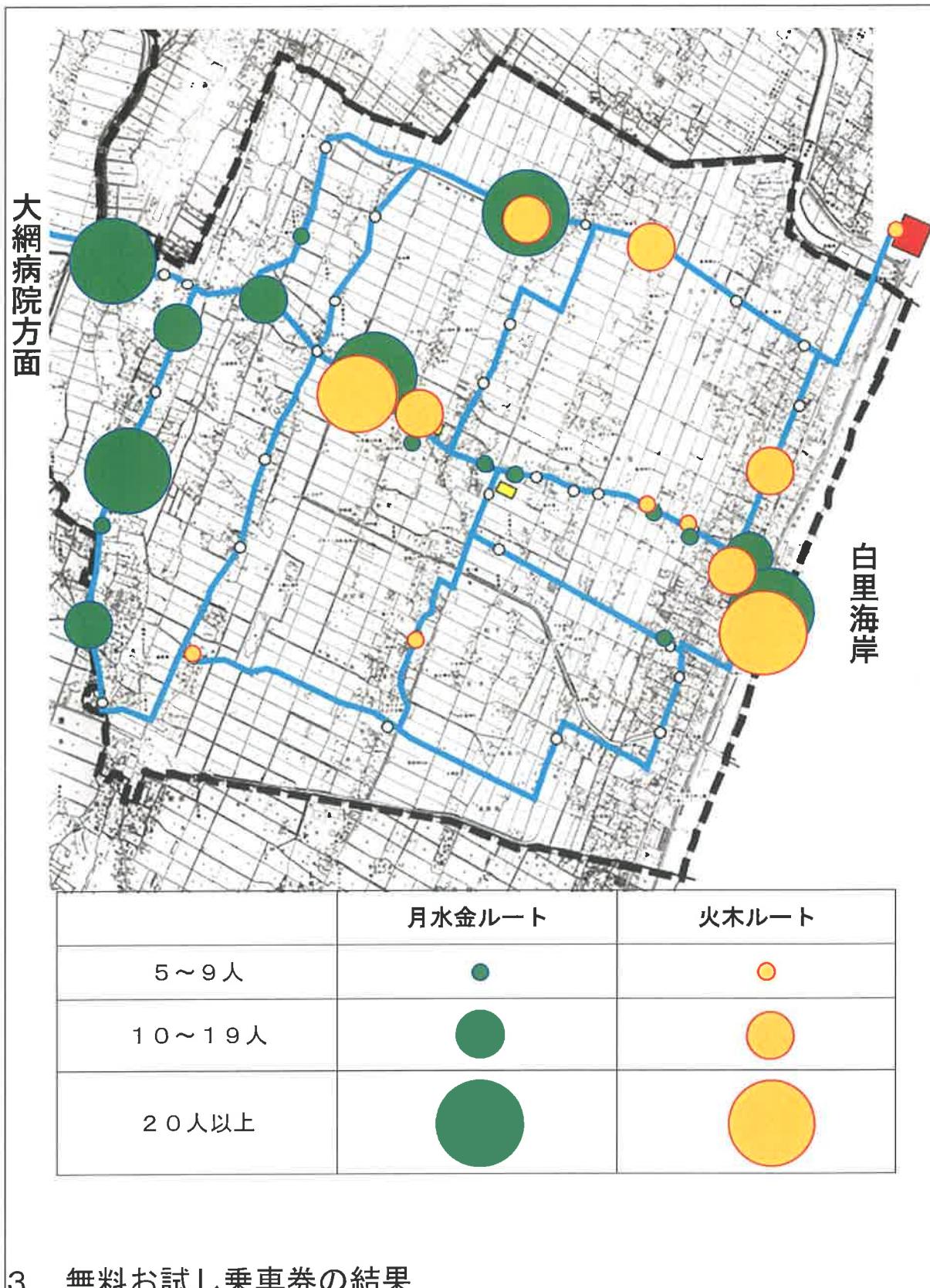
○火・木ルート 運行日数 6 8 日
 運行便数 5 4 4 便
 延べ利用者数 2 7 2 人

	乗 車 (人数)	降 車 (人数)
50人以上	①コスモス荘(67)	①コスモス荘(63)
20人以上	⑯スーパー・ハヤシ前(31) ⑬多目的広場入口(22) ⑰枝川公園(20)	⑩スーパー・ハヤシ前(42) ⑮大網病院(42)
10人以上	㉔五区公民館 ㉚請共石材	㉑白里小学校前 ㉙枝川公園 ㉖多目的広場入口 ㉔五区公民館 ㉘白里海岸
5人以上	㉒まつや食堂 ㉙港屋前 ㉑白里小学校前 ㉗白里駐在所前 ㉘白里海岸 ㉓プラセル九十九里前 ㉕上台 ㉗細草八区会館 ㉕要行寺 ㉖白里郵便局前	㉑サンライズ九十九里 ㉕要行寺 ㉗細草八区会館 ㉖白里郵便局前
5人未満	㉘田中園前 ㉑サンライズ九十九里 ㉒北今泉 ㉔上堀川橋 ㉙セーワ住設 ㉗細草六区 ㉛細草旭ガラス前 ㉜下ヶ傍示 ㉛津波避難タワー前 ㉝四天木九区 ㉞白里火の見下	㉕上台 ㉘田中園前 ㉒北今泉 ㉒まつや食堂 ㉔上堀川橋 ㉗白里駐在所前 ㉜下ヶ傍示 ㉓プラセル九十九里前 ㉙港屋前 ㉝四天木九区 ㉙セーワ住設 ㉞白里火の見下 ㉕西今泉 ㉚請共石材 ㉙賀茂神社
0人	㉛土地改良事務所 ㉕西今泉 ㉛第二保育所入口 ㉙賀茂神社 ㉟白里中学校前 ㉜二之袋	㉛津波避難タワー前 ㉛第二保育所入口 ㉛土地改良事務所 ㉗細草六区 ㉟白里中学校前 ㉛細草旭ガラス前 ㉜二之袋

停留所別の利用状況（乗車）



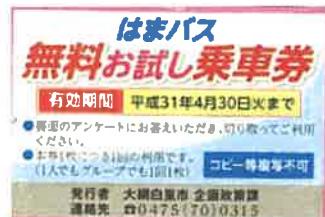
停留所別の利用状況（降車）



はまバスを一度乗車して便利さ、使い勝手をご自身で体験していただくことで、利用のきっかけをつくることを目的として「無料お試し乗車券」を配布し、利用者にアンケートの協力をていきました。

(1) 無料お試し乗車券の実施内容

- ・実施期間 平成31年3月1日から4月30日まで
- ・配布方法 広報3月号、4月号に無料券を掲載
- ・無料券1枚につき1回の乗車、グループでの利用可能
大網病院行き（平常時400円）も同じく無料



(2) 体験乗車利用者アンケート集計結果

無料券回収枚数161枚（内アンケート回答者134人）

Q1. 年齢

項目	人数（割合）
18歳以下	6人（5%）
19～64歳	31人（23%）
65～74歳	43人（32%）
75歳以上	54人（40%）

Q2. お試し乗車券が配布されるより前に「はまバス」を使ったことがあるか

項目	人数（割合）
ある	92人（68%）
ない	42人（32%）

Q3. 利用目的

項目	人数（割合）
通勤・通学	6人（4%）
買い物	60人（45%）
通院	26人（19%）
その他	43人（32%）

※他の内訳

- ・路線の確認
- ・試しに乗ってみた
- ・白里公民館に行くため
- ・郵便局に行くため
- ・知人と会うため
- ・東京に行くため

4 利用者増加の取り組み

(1) これまでの周知活動

	内 容
1月まで	<ul style="list-style-type: none">・白里地区区長会での説明・市広報掲載、ホームページ掲載・区長を通じて全戸ヘチラシを配付・各所ヘチラシ配布（公共施設・スーパー、コンビニエンスストア）・「あなた専用の時刻表」作成サービス導入・敬老会、産業祭でバス車両展示、チラシ配布
2月	<ul style="list-style-type: none">・ワーキンググループと利用状況の説明および今後の取り組みについて協議
3月	<ul style="list-style-type: none">・市広報掲載（お試し乗車券配布）・白里地区の社協総会やふれあいきいきサロン等へ職員が訪問し、はまバスのPRおよび意見聴取（14回）
4月	<ul style="list-style-type: none">・市広報掲載（お試し乗車券配布）・社会福祉協議会白里支部総務会にてはまバスの周知説明・白里地区区長総会にてはまバスの周知説明および意見聴取
5月	<ul style="list-style-type: none">・大網白里市区長総会にてチラシ配布・チラシを区長回覧

(2) 周知説明における住民からの主な意見

- ・大網病院からの帰りの直行便がない
- ・運行ルートが複雑、白里地区循環では乗る人がいない
- ・大網駅や商業施設に直接行ってほしい
- ・白里地区内で往復400円は高い
- ・路線バスへの乗り継ぎが面倒
- ・家族に頼むほうが便利
- ・タクシー無料券の方がよかつた
- ・周知が足りないのでないか

(3) 市議会における意見

- ・小学生の通学目的での利用できるダイヤを検討したらどうか
- ・運行内容の見直しを地域公共交通活性化協議会で協議されたい
- ・市内全域にデマンドタクシーを検討したらどうか（別紙参考資料参照）

(4) 利用者増加策について

更なる周知を図るため、ワーキンググループに協力をいただき自治会や敬老会等において直接PRをしてまいります。

また、地元住民との意見交換会を実施し現行の問題点や、利用者増加に対するご意見を聴取してまいります。

(5) 目標とする利用者数

大網白里市生活交通確保維持改善計画における各事業年度の利用者数目標値を目標利用者数といたします。

○目標利用者数

利用者数	
令和元年度	1便平均 3.0人 1日平均 24人
令和2年度	1便平均 4.0人 1日平均 32人
平和3年度	1便平均 5.0人 1日平均 40人

(6) 目標達成に向けた取り組み

コミュニティバスの運行における国庫補助金交付を受ける条件は1便平均利用者数2人を達することが必要であることから、5～7月の利用実績が1便平均2人に達しない場合には、運行内容の見直しに着手してまいります。

○運行内容を見直しする場合のスケジュール

年 月	内 容
令和元年 8月～	ワーキンググループ開催 地元住民との意見交換会開催 運行事業者・公共交通事業者との協議
10月	変更計画案骨子案作成
11月	地域公共交通活性化協議会における協議
12月	関東運輸局への運行計画申請
令和2年 4月	変更計画での運行開始

参考資料

令和元年 6 月議会 市政に対する一般質問における議員意見要旨

- ・無料運行でも 1 便あたり 1 人しか乗っていない状況であり、抜本的な改革が必要ではないか。
- ・費用対効果でいうと、かつてデマンドタクシーや新路線バスを実施したが、それらの実績に比べてもかなり深刻な状況。
- ・市民要望にどこが沿わなかったかを考えると、直接大網駅や市街地まで行きたいという要望に応えられていないからだと思う。
- ・コミュニティバスの運行は既存の公共交通事業者との関係もあり一定の配慮をしなければいけないのはわかるが、配慮が強すぎると市民要望に応えられない。
- ・白里地区だけでなく地域を限定せず、高齢者だけでなく若い人も乗れる市内全域を対象とした乗合タクシーの運行は十分検討に値する。
- ・抜本的な検討を地域公共交通活性化協議会でお願いしたい。